

令和5年4月 定例教育委員会 議事日程

1 日 時 令和5年4月19日(水) 午後1時30分から

2 会 場 伊予市役所4階 大会議室

3 出席委員

教育長	上 岡 孝
教育長職務代理者	矢 野 ひとみ
教育委員	高 橋 久美子
教育委員	片 岡 英 富
教育委員	長 見 美 保

4 会議に出席した事務局職員

事務局長	窪 田 春 樹
学校教育課長	谷 仲 寿 夫
学校教育課指導主事	山 口 定 信
学校教育課課長補佐	福 岡 富美子
学校教育課課長補佐	田 中 富 美
学校教育課	
学校給食センター所長	武 知 齊
社会教育課長	岡 市 裕 二
社会教育課課長補佐	堀 内 和 美
社会教育課課長補佐	池 富 隆 博

5 協議事項等

(1) 議案審議

報告第1号 伊予市青少年センター運営協議会委員の委嘱及び任命の専決について

議案第14号 伊予市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

議案第15号 伊予市プロスポーツ誘致促進事業費補助金交付要綱の制定について

議案第16号 伊予市スポーツ推進委員規則の一部を改正する規則について

議案第17号 伊予市スポーツ推進委員被服等貸与規則の一部を改正する規則について

議案第18号 伊予市ふれあい館管理規則を廃止する規則について

議案第 19 号 伊予市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

議案第 20 号 伊予市公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第 21 号 伊予市立図書館協議会委員の委嘱について

ア 5月教育委員会行事予定について

イ 事務局報告事項等について

ウ その他

午後 1 時 30 分 開会

○窪田局長 開会

○上岡教育長 それでは、これより令和 5 年 4 月の定例教育委員会を開会いたします。

日程に沿って進行してまいりたいと思いますのでよろしくをお願いします。

3 月末の卒業式、それから 4 月の入学式がありました。どの学校も通常に近い形で卒業式、入学式を実施することができました。それから前に教職員の人事異動等もありましたけれども、4 月に校長会、教頭会を開催いたしまして、一応、各学校の管理職に私のほうから 3 つのお願いをしています。

1 つは、まず、子ども、教職員、保護者ともに、元気で笑顔あふれる学校をつくってくださいということ。2 つ目としては、誰一人取り残さない、置き去りにしない学校をつくってくださいということ。それから最後 3 つ目は、地域の良さを生かした特色ある学校をつくってくださいということ。

この 3 つはそれぞれの学校、地域の実情に合わせて、校長先生、教頭先生のほうにお願いをしておきました。大変、抽象的ではありますけれども、この 3 つとも具現化するためにはやっぱり具体的にいろいろしていかなければならない。その中には、いじめ、不登校の問題、それから学力向上の問題、そういったところがありますので、ぜひとも各学校の実情に合わせてこの学校の具現化のために努力をしてほしいと思っております。

あと、これから学校教育のほうも社会教育のほうも全て通常に戻すような形でいろんな行事が行われると思います。各教育委員さまにもいろいろお願いするところがあるのではなかろうかと思っておりますので、またお願いしたいと思っております。

プリントにもありますけれども、伊予地区の教育委員会の連絡協議会も今年から開催をしまして、その後、情報懇親会等も行いたいということで計画をしておりますので、いろいろ日程調整等を大変ですけれどもよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、日程第 3、「会議録署名人」の指名につきましては、4 月は高橋委員さんになっております。よろしくをお願いします。

それでは、日程第 4、2 月の会議録の報告につきましては事前に会議録のほうを配っていると

と思いますが、ご承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上岡教育長 ありがとうございます。

それでは、日程第5、協議事項等に移っていきたいと思います。今日は報告1件、それから議案が8件、たくさんありますので、できるだけスムーズな進行をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、報告第1号「伊予市青少年センター運営協議会委員の委嘱及び任命の専決について」。事務局のほう、説明よろしくお願ひします。岡市課長、よろしくお願ひします。

○岡市課長 失礼いたします。それでは、お手元の議案書1ページをご覧ください。

報告第1号「伊予市青少年センター運営協議会委員の委嘱及び任命の専決について」。令和5年3月3日及び令和5年4月1日付人事異動に伴い、伊予市青少年センター運営協議会委員の委嘱及び任命について、別紙のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求めるものです。

提案理由でございますが、伊予市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第5条の規定により提案したものです。

詳細につきましては担当補佐より説明をいたします。

○上岡教育長 堀内課長補佐、よろしくお願ひします。

○堀内課長補佐 議案書2ページをお願いいたします。令和5年3月3日付人事異動に伴い、青少年センター運営協議会委員の委嘱について専決処分をしたものです。資料の3ページの1番のところ、伊予警察署の生活安全課長さんが異動により代わられましたので、江藤さんに新たに委嘱をいたしました。

続きまして、4ページです。同じく4月1日付の人事異動に伴う任命の専決です。5ページの一覧表の24番と28番、職員の人事異動に伴いまして新たに、奥村宗明さん、矢野多美子さん、山口定信さんに任命をしたものです。

以上で説明を終わります。

○上岡教育長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明に対してご質問がありましたらよろしくお願ひします。

それでは、報告第1号につきましては、承認することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上岡教育長 ありがとうございます。異議ないものと認め、報告第1号につきましては承認といたします。

続きまして、議案第14号「伊予市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」事務局のほう、説明をよろしくお願ひいたします。谷仲課長、よろしくお願ひします。

○谷仲課長 議案書6ページをお願いいたします。議案第14号「伊予市教育委員会の権限に

属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」でございます。

こちらは伊予市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいから、教育委員会の議決を求めるものです。

本議案は教育委員会の権限に属する教育支援教室事業に関する事務を市長の補助機関である職員に補助執行させるため及びその職員の職名を変更するため、規則の一部を改正する必要が生じたので提案いたしましたものでございます。

詳細については担当補佐より説明いたします。

○上岡教育長 田中課長補佐、よろしく申し上げます。

○田中課長補佐 議案書7ページをご覧ください。伊予市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。教育支援教室はこれまでと同様の趣旨、内容で事業を運営継続していきますが、3月に教育支援教室に名称変更を行い、また子ども総合センターも子ども家庭センターとなって、子育て支援課の体制も充実しております。また、教室の場所は健康増進課管轄の総合保健センター内にありまして、事業は子育て支援課管轄の子ども家庭センター職員に一部補助していただいていることを考慮しまして、今回、子育て支援課所属の職員の職名について、行政管理監から指導監に変更することに併せて教育支援教室の事業に関する事務を追加したものでございます。なお、この規則は、公布日から施行するものといたします。

以上で説明を終わります。適切にご審議をよろしく願いいたします。

○上岡教育長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明に対してご質問がありましたらよろしく申し上げます。

これ結局、「はばたき」の名称は正式な名称がこれに変わったということですね。

○田中課長補佐 変わったのとそれに合わせて子育て支援課に事務を一部補助していただくということになります。

○上岡教育長 矢野委員さん。

○矢野委員 一部補助っていうのはどういうことですか。

○田中課長補佐 子育て支援課の子ども家庭センターの職員が、「はばたき」のいろいろな庶務的なことをお願いしてやっただけなんです。人件費自体は予算としては学校教育課にあるのですけれども、建物があちらにあるのでコピーを使ったりとか、消耗品的なこととか、そういうことをお願いしているところもあるので、そういう意味の一部補助っていうことになります。

○上岡教育長 ただ今の説明でよろしいでしょうか。

○矢野委員 はい。

○上岡教育長 ありがとうございます。

それでは、何かご質問ないでしょうか。

それでは、議案第 14 号につきましては、承認することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上岡教育長 ありがとうございます。異議ないものと認め、議案第 14 号につきましては承認いたします。

続きまして、議案第 15 号「伊予市プロスポーツ誘致促進事業費補助金交付要綱の制定について」、事務局からの説明をよろしく申し上げます。岡市課長、よろしく申し上げます。

○岡市課長 失礼します。議案書 8 ページをお願いいたします。議案第 15 号「伊予市プロスポーツ誘致促進事業費補助金交付要綱の制定について」。伊予市プロスポーツ誘致促進事業費補助金交付要綱別紙のとおり制定したいから、伊予市教育委員会の議決を求めるものです。

提案理由ですけれども、愛媛県内に本拠地を置くプロスポーツ団体に対し、伊予市で開催するプロスポーツの試合等を増やし、交流人口の拡大及び地域の活性化に資するための事業に係る経費を補助するため、要綱の制定をする必要が生じたので提案をいたしましたものです。

詳細につきましては、担当補佐より説明をいたします。

○上岡教育長 池富課長補佐、よろしく申し上げます。

○池富課長補佐 それでは、議案書 9 ページ以降をご覧くださいと思います。

はじめに、私のほうからちょっと簡単に趣旨をご説明いたします。後ほど報告事項等におきまして、伊予市社会教育基本方針についての説明を行うのですが、今年度の伊予市社会教育基本方針の中の重点目標、誰もが親しめるスポーツ、レクリエーションの振興の取り組みの一つとして、プロスポーツとの交流促進を掲げております。

愛媛県内ではサッカー、野球、バスケットボール競技のプロスポーツ 4 団体が活動しておりますけれども、ご承知のとおり、しおさい公園では、四国アイランドリーグ plus に所属する愛媛マンダリンパイレーツ、プロバスケットボール B リーグに所属しておりますオレンジバイキングス、こちらのホームゲームの一つとして公式試合が開催されております。また、愛媛 FC レディースにおきましては、公式練習の場としまして市民競技場のご利用をいただいております。市民がプロスポーツを生で観られたり、交流を行ったりできるなどの絶好の環境がございます。

本市にとりましては、公式試合や公式練習をさらに誘致していくことが、伊予市のスポーツ振興にとって大きな効果として期待ができる。また、プロスポーツ選手と市民が交流する機会を設けることで地域の活性化が図られるということを狙いにこの要綱を制定いたしまして、プロスポーツ団体が行う公式試合及び公式練習に係る経費の一部を市が負担する代わりとして、プロスポーツ団体からは地域貢献活動の提供をお願いするということにいたしました。

では、資料 9 ページの要綱の主な内容についてご説明いたします。まず第 1 条、趣旨ですが、こちらは今申し上げました目的について示しております。

次に第 3 条、補助事業者でございますが、対象団体は、伊予市長が会員となっております愛

媛県プロスポーツ地域振興協議会というのが県庁内に事務局がございますけれども、こちらの協議会が支援する団体としております。具体的に申し上げますと、愛媛FC、愛媛マンダリンパイレーツ、愛媛オレンジバイキングス、今治FCの4団体でございます。

次に第4条、補助事業ですが、団体が伊予市内の公共施設を使用して行う公式試合と公式練習に対して補助を行うこととしております。

次のページをご覧ください。第5条です。補助対象経費ですが、補助対象経費の別表がございまして12ページに示しております。公式試合と公式練習、補助対象経費の違いといいますと、公式試合では空調設備、クーラー、暖房ですけども、こちらの使用料を含める。公式練習については、空調設備使用料を含めないといった差にしております。

では、10ページに戻っていただきまして、第6条、補助金の額でございます。公式試合に関して経費の2分の1以内、公式練習に関して経費の10分の3以内を補助することとなっております。

次に第9条、交付の条件でございます。団体は補助金の交付を受ける代わりに、その年度内において、市民を対象としたスポーツ教室、スポーツの振興を図る活動、伊予市内で開催される各種イベント等への参加などの地域貢献活動を複数回実施することが条件となっております。複数回ということになりますので、年度で申請を受けましたら少なくとも2回以上の貢献活動をしていただくということで交付をしたいというふうに考えております。

その他、条文、様式につきましては手続きに関するものでございますので割愛をさせていただきます。

最後に附則としまして、この定例教育委員会でご承認をいただきましたら、当要綱を本日から施行するといたしまして、補助事業の期間につきましては、4月1日から適用とすることにしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○上岡教育長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明に対するご質問のある方はよろしく申し上げます。

高橋さん、お願いします。

○高橋委員 地域活動への参加、複数回以上というのは事前にこの申請があったときに年間通して、これとこれに参加しますと決めるのでしょうか。それともその時々で、例えばこんなものがあるから来てちょうだいでこちらから要請するのか。どういう形でこの複数回を決めていくのですか。

○上岡教育長 池富課長補佐、お願いします。

○池富課長補佐 お答えをいたします。まずは年度の当初に1年間の計画としまして申請書を出していただく予定にしております。その中で、年間でどういう活動ができるかというものを各団体から示していただいて、その中で調整をした上で許可をしようと考えておりますので、

その都度その都度ではなくて、事務もお互いが煩雑になりますので1年間という期間で考えておるところです。

○高橋委員 ありがとうございます。

○上岡教育長 よろしいでしょうか。

○高橋委員 はい。ありがとうございます。

○上岡教育長 ほかが質問ないでしょうか。矢野委員さん、お願いします。

○矢野委員 さっきの高橋さんが質問された9条についてなんですけど、学校なんかをお願いするのもオーケーになるわけですね。

○池富課長補佐 はい、対象としております。過去に学校での例えばサッカー教室であるとかそういったものもございまして、そういったものも含めて地域貢献活動していただこうと、こちら実はず算を組んでいるところがあるのですが、それちょっとシフトして、こちらで補助をする代わりに学校、社会教育団体に貢献していただくことになります。

○上岡教育長 よろしいでしょうか。

○矢野委員 はい。

○上岡教育長 それでは、議案第16号「伊予市プロスポーツ誘致促進事業費補助金交付要綱の制定について」は承認することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上岡教育長 ありがとうございます。異議ないものと認め、議案第15号につきましては承認とします。続きまして、議案第16号「伊予市スポーツ推進委員規則の一部を改正する規則について」。事務局のほうから説明をよろしくお願いします。岡市課長、よろしくお願いします。

○岡市課長 失礼します。議案書22ページをお願いいたします。議案第16号「伊予市スポーツ推進委員規則の一部を改正する規則について」。伊予市スポーツ推進委員規則の一部を別紙のとおり改正いたしたいので、教育委員会の議決を求めるものです。

提案理由といたしましては、伊予市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正をする条例の施行に伴い、規則の一部を改正する必要性が生じたので提案したものでございます。

詳細につきましては担当課長補佐より説明をさせます。

○上岡教育長 池富課長補佐、よろしくお願いします。

○池富課長補佐 それでは、23ページをご覧ください。先月3月市議会への議案で上程をしておりました伊予市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正が議会で可決をされました。これによりまして、伊予市スポーツ推進委員の報酬を年額2万円支給しておりましたけれども、今後は基本報酬3,000円プラス実績報酬、日額3時間未満の活動に対しては1,500円、3時間を超える活動に対しては3,000円を支給することとなりました。これに伴いまして、実績報酬の支給対象となる活動の経費を明文化する必要性が生じたので、第8条報酬を追加し

たものでございます。

内容は第8条2項に示しているとおりでございますが、具体的な内容はちょっとこちらの議案書には載っておりませんので口頭でご説明いたします。同規則第3条及び第7条に掲げておるのですけれども、住民のために応じたスポーツの実技の指導。住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成。学校、公民館等の教育機関、その他行政機関の行うスポーツの行事または事業の協力。スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事、または事業の協力。その他住民のスポーツの推進のための指導、助言。最後に職務を行う上で必要な知識及び技術の習得のための研修等の受講。これらの活動に対して出席、参加をいただいたものに対して実績報酬を支給するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○上岡教育長 ありがとうございます。基本的に実績報酬をしたということでございます。ただ今の事務局からの説明に対してご質問がありましたらよろしく願います。

では、議案第16号につきましては承認することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上岡教育長 ありがとうございます。異議ないものと認め、議案第16号につきましては承認といたします。

続きまして、議案第17号「伊予市スポーツ推進委員被服等貸与規則の一部を改正する規則について」。岡市課長、説明よろしく願います。

○岡市課長 失礼します。議案書24ページをお願いいたします。議案第17号「伊予市スポーツ推進委員被服等貸与規則の一部を改正する規則について」。伊予市スポーツ推進委員被服等貸与規則の一部を別紙のとおり改正いたしたいので、教育委員会の議決を求めるものです。

提案理由といたしましては、冬服の制服なのですけれども、こちらの貸与廃止に伴い、規則の一部を改正する必要が生じたので提案をいたしました。

詳細について担当補佐より説明をいたします。

○上岡教育長 池富課長補佐、よろしく願います。

○池富課長補佐 それでは議案書25ページをご覧ください。伊予市スポーツ推進委員に対しましては、これまで冬服、ウインドブレーカー、あと夏服、ジャージ、ポロシャツ、あと帽子、こちらを貸与しておりましたけれども、現在、特に冬期、冬の時期の活動においては、委員それぞれが個々の服を着用するケースということもあったこともありまして、市財政としての予算削減も鑑みまして、今後の冬服の貸与を中止することとしたものです。

なお、スポーツ推進委員さんには昨年度の総会におきまして事務局が説明をしまして、委員から了承を頂いているところでございます。なお、夏服及び帽子はこれまでどおり貸与をすることとしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○上岡教育長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明に対してご質問がありま

したらよろしく申し上げます。

では、議案第 17 号につきましては承認することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上岡教育長 異議のないものと認め、議案第 17 号につきましては承認いたします。

続きまして、議案第 18 号「伊予市ふれあい館管理規則を廃止する規則について」。事務局、説明よろしく申し上げます。岡市課長、よろしく申し上げます。

○岡市課長 失礼します。議案書 26 ページをお願いいたします。議案第 18 号「伊予市ふれあい館管理規則を廃止する規則について」。伊予市ふれあい館管理規則を廃止したいので、教育委員会の議決を求めるものです。

提案理由といたしましては、伊予市ふれあい館設置条例の廃止に伴い、規則を廃止する必要が生じたので提案したものです。

詳細について課長補佐より説明を行います。

○上岡教育長 池富課長補佐、よろしく申し上げます。

○池富課長補佐 それでは、議案書 27 ページをご覧ください。この件につきまして、先月 3 月の定例教育委員会におきまして、3 月市議会への議案上程について報告をしておりましたけれども、伊予市ふれあい館設置条例の廃止が議会で可決をいたしました。上位法の廃止に伴いまして規則を廃止するものでございます。なお、この規則に該当する施設につきましては、野中ふれあい館、下灘ふれあい館の 2 施設でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○上岡教育長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明に対してご質問がありましたらよろしく申し上げます。

では、議案第 18 号につきましては承認することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上岡教育長 異議のないものと認め、議案第 18 号につきましては承認いたします。

続きまして、議案第 19 号「伊予市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」。岡市課長、事務局の説明をお願いします。

○岡市課長 失礼します。議案書 28 ページをお願いいたします。議案第 19 号「伊予市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」。伊予市教育委員会組織規則の一部を別紙のとおり改正いたしたいので、教育委員会の議決を求めるものです。

提案理由といたしましては、社会体育施設等の廃止に伴い、規則の一部を改正する必要が生じたので提案したものです。

詳細について担当補佐より説明をいたします。

○上岡教育長 池富課長補佐、よろしく申し上げます。

○池富課長補佐 それでは、議案書 29 ページをご覧ください。この件につきまして、3 月市議

会で可決をいたしました伊予市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例、伊予市ふれあい館設置条例を廃止する条例で3施設を廃止したことに伴いまして、社会教育課の所管である教育機関等から削除するものでございます。具体的には、野中ふれあい館、下灘ふれあい館、下灘ふれあいグラウンド、この3施設を別表から削除いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○上岡教育長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明に対しましてご質問がありましたらよろしく申し上げます。

では、議案第19号につきましては承認することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上岡教育長 異議ないものと認め、議案第19号につきましては承認といたします。

続きまして、議案第20号「伊予市公民館運営審議会委員の委嘱について」。事務局、岡市課長、説明よろしく申し上げます。

○岡市課長 失礼いたします。議案書30ページをお願いいたします。議案第20号「伊予市公民館運営審議会委員の委嘱について」。令和5年4月1日付人事異動により、伊予市公民館運営審議会委員に別紙の者を委嘱したいので、教育委員会の議決を求めるものです。

提案理由といたしましては、伊予市公民館設置条例第5条第3項の規定により提案をいたしましたものです。

詳細につきまして担当補佐より説明を行います。

○上岡教育長 堀内課長補佐、よろしく申し上げます。

○堀内課長補佐 31ページをお願いいたします。校長先生に宛て職としております公民館運営審議会委員の委員さんに4月5日の校長会で、宮岡真司先生と郷田先生が就任していただくことになりましたので新たに委嘱をするものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○上岡教育長 小中学校1名ずつの校長先生を新任するということですがけれども、ただ今の事務局の説明に対しましてご質問はないでしょうか。

では、議案第20号につきましては承認することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上岡教育長 異議のないものと認め、議案第20号につきましては承認といたします。

最後になりました。議案第21号「伊予市立図書館協議会委員の委嘱について」。事務局、岡市課長、よろしく申し上げます。

○岡市課長 失礼いたします。議案書32ページをお願いいたします。議案第21号「伊予市立図書館協議会委員の委嘱について」。令和5年4月1日付人事異動により、伊予市立図書館協議会委員に別紙の者を委嘱したいので、教育委員会の議決を求めるものです。

提案理由といたしまして、伊予市立図書館設置条例第10条第3項の規定により提案したものです。

詳細について担当補佐より説明をいたします。

○上岡教育長 堀内課長補佐、お願いします。

○堀内課長補佐 議案書 33 ページです。先ほどの公民館運営審議会委員さんと同じで、校長先生の役員として、郷田先生と西尾先生が新たに就任していただくことになりましたので委嘱をするものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○上岡委員長 事務局からの説明に対しましてご質問がありましたらよろしくお願いします。

では、議案第 21 号につきましては承認することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上岡教育長 異議ないものと認め、議案第 21 号につきましては承認といたします。

それでは次に、(2) 報告事項等に移りたいと思います。ア、5 月教育委員会行事予定について山口指導主事お願いいたします。

○山口指導主事 5 月の学校教育課、学校関係の行事について説明を行った。

○上岡教育長 ありがとうございます。続きまして、社会教育課お願いします。

○池富課長補佐 5 月の社会教育課の行事について説明を行った。

○上岡教育長 ありがとうございます。学校教育課、社会教育課からの説明がございました。

何か御質問等ないでしょうか。それでは、イの事務局報告事項等に移りたいと思います。

事務局の報告事項等はないでしょうか。無いようでしたら、ウ、その他ないでしょうか。福岡課長補佐お願いします。

○福岡課長補佐 令和 5 年度伊予地区教育委員会連絡協議会総会の日程調整について説明を行った。

○上岡教育長 ありがとうございます。その他ないでしょうか。

○堀内課長補佐 令和 5 年度伊予市社会教育基本方針について説明を行った。

○上岡教育長 その他ないでしょうか。無いようですので、以上で 4 月の定例教育委員会を閉じさせていただきます。

○窪田局長 閉会

午後 2 時 20 分 閉会